

# 引っ越しの際の届け出は お済みですか？

3月25日(月)～3月29日(金)と4月1日(月)は、  
住民票の異動のみ夜7時まで届出できます。

表中の※にある書類をお持ちください。ご不明な点は電話で確認の上、お越しください。  
本誌全市版31ページもご覧ください。 **詳細** 豊平区役所 ☎822-2400 (代表)

手続き内容	転出(豊平区→市外)	札幌市内・豊平区内での転居
住所など	<b>詳細</b> 戸籍住民課(区役所1階)	
住所の変更(住民票の異動)	転出届→転出前または転出した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など) 転出先の住所が必要です。(最低でも市区町村名まで)	転入・転居届→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など) 正確な住所(○番○号か○番地まで)を確認して届けてください。市内の他区へ異動する場合は、前住所地の区役所へ行く必要はありません。
印鑑登録	印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
転校(小中学校)	在学証明書・教科書給与証明書を転出前の学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。
国民健康保険・国民年金など	<b>詳細</b> 保険年金課(区役所1階)	
国民健康保険	脱退手続き、国民健康保険証の返還→転出前に(転出先で14日以内に加入手続き)。 ※国民健康保険証・納付通知書	住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。国民健康保険証の差し替え ※国民健康保険証
介護保険	介護保険証の返還(要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します)※介護保険証	住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。介護保険証の差し替え ※介護保険証
後期高齢者医療	道内へ転出・市(区)内転居:転入・転居届により新しい被保険者証が1週間程度で送付されます。→同封の返信用封筒で古い被保険者証を返送 道外へ転出:被保険者証を返還し、負担区分等証明書の交付を受けてください。※被保険者証 転出先の市町村で新たに被保険者証が交付されます。	
国民年金	加入者	第1号被保険者と任意加入の方は、転出先の市町村にお問い合わせください。 ※国外に転出される方・国外より転入された方は、区役所年金係にお問い合わせください。
	受給者	住所・支払機関変更届(はがき)を異動先の年金事務所に郵送してください。詳しくは札幌東年金事務所(白石区菊水1条3丁目 ☎831-0735)か、区役所年金係にお問い合わせください。
各種手当・福祉サービスなど	<b>詳細</b> 保健福祉課(区役所3階)	
児童手当	消滅手続き(転出先で15日以内に新たに申請)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。
児童扶養手当 特別児童扶養手当	転出先で住所変更手続き	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手当証書など
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出先で住所変更手続き	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還 転出先で住所変更手続き	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※手帳(精神障害者保健福祉手帳の場合は印鑑が必要です)
敬老手帳 (65歳以上の方)	敬老手帳の返還	ご自分で住所を書き換えてください。新たな手帳が必要な場合はお取り換えします。
敬老優待乗車証 (70歳以上の方)	市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。 有効期限内の未使用の乗車証は返還できますので、区役所保健福祉課にお問い合わせください。	敬老優待乗車証はそのままご使用ください。
医療費助成(子ども・重度心身障がい・ひとり親家庭)	受給者証の返還	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※受給者証、健康保険証
市税	<b>詳細</b> 軽自動車税:中央市税事務所(中央区北2条東4丁目 ☎211-3076) 固定資産税:南部市税事務所(平岸5条8丁目 土地担当☎824-3917 家屋担当☎824-3918)	
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	廃車手続き ※印鑑、ナンバープレート、標識交付証明書、届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)
	軽自動車(四輪) 軽二輪(125cc超 250cc以下)	転出先の軽自動車協会で行う手続き
	自動二輪 (250cc超)	転出先の運輸支局で行う手続き
固定資産税	土地・家屋の所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください。 なお、札幌市内に土地・家屋をお持ちの方が市内で転居する場合は、連絡は不要です。	

\*水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。

